

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）	1
○ 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）（抄）	2
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	2

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5（略）

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術を用いた情報の活

用」という。)により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

○ 官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三号)(抄)

(定義)

第二条(略)

2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3 この法律において「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」とは、インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の活用に関する技術であつて、当該情報の活用による付加価値の創出によつて、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものをいう。

4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官二十一人及び技術参事官一人を置く。

2・3(略)

(都市局に置く課等)

第八十二条 都市局に、次の八課及び参事官一人を置く。

総務課

都市政策課

都市安全課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路交通施設課

公園緑地・景観課

(総務課の所掌事務)

第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に關すること。
- 三・四 (略)

(都市政策課の所掌事務)

第八十四条 都市政策課は、都市局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關する事務(総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。